

免税軽油制度の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成 21 年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化された。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使用される軽油について設けられている免税制度が、令和 6 年 3 月末で廃止される状況にある。

今までこの制度により、道路を運行しない農林業用機械、船舶、製造業などの重機等に使用される軽油は免税が認められてきた。特に、当市の冬の観光産業を支えてきたスキー場においては、ゲレンデ整備で使う圧雪車等に使用する軽油が免税となっており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場経営維持に不可欠なものとなっている。

しかしながら、免税制度が廃止されれば、スキー場の経営はさらに厳しく深刻なものとなり、当市の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

よって、国においては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響にかんがみ、免税軽油制度を継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 27 日

衆議院議長 あて
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

飯山市議会議長 渋川 芳三